

官報

昭和四十三年十二月二十一日

○第六十回参議院會議録追録

在日米軍基地に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十三年十二月十三日

参議院議長 重宗 雄三殿

岩間 正男

在日米軍基地に関する質問主意書

日米安全保障条約にもとづいて日本国内に設置されている米軍基地は、日本の独立を侵害し、日本国民の生命と財産、および生活の安全をおびやかしている。今日、在日米軍基地をめぐる事故の続発によつて、基地に対する国民の怒りと不安は、かつてなくたかまつている。しかるに政府は、在日米軍基地をはじめ日本国土を米軍が使用している実態について、そのすべてを国民の前に明らかにしていない。よつて、この問題を明らかにするための一環として、以下の諸点を質問する。

一、在日米軍基地の公表について

在日米軍基地は国民の生活と権利に密接かつ重大な関係があり、政府は当然、日本国民に対して在日米軍基地のすべてを公表し、これを周知させる義務を負っている。政府は現在、日本が日米安保条約にもとづいてアメリカ政府に提供している「施設及び区域」が百四十八カ所であると公表している（昭和四十三年十月九日付官報資料版など）。

しかし、さきに政府が国会に提出した「合同

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録追録

質問主意書及び答弁書

委員会合意書に関連し実施されている主要事項」のうち「刑事裁判管轄権に関する事項」によれば、「区域又は施設の一覧表及び法律上の記述はできるかぎり日本国の官報及び合衆国軍隊の公刊物に公表する」（第五施設又は区域の標示等に関する事項）とされている。すなわち、基地の公表は「できるかぎり」行なうのであつて、すべてではないことを示している。

また、昭和二十八年十二月十二日付最高裁判所刑事局長通達（刑一第七三六〇号）では、合同委員会承認された「裁判権分科委員会刑事部会における行政協定に関する事項」を添付しているが、そのなかでは「区域又は施設の一覧表及び法律上の記述は日本国の官報及び合衆国軍隊の公刊物に公表する。但し、その軍事的性質により、特定の施設又は区域は公表する一覧表の中に含まない」（八施設又は区域の標示）としている。こゝでも「軍事的性質」によつては、在日米軍基地のすべてを公表しなくてもよいことになつてゐる。

以上の点に関連して、つぎの諸点を明らかにされたい。

1 現在、日本政府が米軍に提供している「施設及び区域」のなかに、「軍事的性質」によつて、国民に公表してはいないものがあると思ふがどうか。また、そのような「施設及び区域」が何カ所あるか。

2 公表しない「施設及び区域」の「軍事的性質」とは何か。いかなる基準にもとづいて決定されるか。

れるか。

3 政府が国会に提出した「合同委員会合意書」に関連し実施されている主要事項」と、最高裁判所刑事局長通達に添付された「裁判権分科委員会刑事部会における行政協定に関する事項」との間には、この部分について文言に相違があるが、いずれが合同委員会で正式に合意されたものであるか。

二、「個々の施設及び区域に関する協定」について
日米安保条約第六条にもとづく地位協定第二条1項(a)では、アメリカが使用する「施設及び区域」について、日米両国政府が合同委員会を通じて「個々の施設及び区域に関する協定」を締結しなければならないとされている。また、昭和二十七年六月二十七日次官會議了解では、「協定の締結があつた場合には、之が実施のため日本側と合衆国側との間に使用のための実施取極めを締結すること」を定めている。

以上の点に関連して、つぎの諸点を明らかにされたい。

1 現在、日本政府が米軍に使用を許している「施設及び区域」のすべてについて、「個々の施設及び区域に関する協定」および「実施取極め」を締結しているか。

2 旧安保条約にもとづく行政協定にもなつておりかわされた岡崎外相とラスク特別代表との間の交換公文では、「講和条約発効後九十日以内に日米両国政府間で合意しなかつた場合には、アメリカが占領中に使用していた「施設及び区域」の使用を継続して許すこととした。

(1) このような日本政府の同意なくして米軍が使用することになつた「施設及び区域」は何カ所あつたか。また、このような「施設及び区域」は地位協定発効時には何カ所あつたか。

(2) これらの「施設及び区域」は、地位協定発効と同時に、同協定第二条1項(b)「行政協

定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従つて合意した施設及び区域とみなす」によつて、自動的に日本政府が米軍の使用に同意したとみなされたのか、あるいは、これらの「施設及び区域」について、その後日米両国政府間で合意し、「個々の施設及び区域に関する協定」および「実施取極め」が締結されたのか、その経過を明らかにされたい。

3 この「個々の施設及び区域に関する協定」および「実施取極め」には、それぞれ、いかなる内容(項目)を記載することになつてゐるか。

4 「個々の施設及び区域に関する協定」および「実施取極め」は、特に基地周辺の住民に大きな影響をあたえる内容を含んでゐると考えられる。日本政府は、この「個々の施設及び区域に関する協定」および「実施取極め」の全文を公表すべきだと思ふがどうか。

5 「施設及び区域」の米軍の使用権は、地位協定によつても無制限ではありえず、「個々の施設及び区域に関する協定」によつて、その使用目的の制約を受けるのは当然である。この点に關して、昭和三十五年に当時の山内一夫法制局第一部長は「合衆国軍隊は、当該合意の改変を日本国政府に求めるべきであり、それを求めることをしないで、勝手に使用目的を変更してはならないものと解される（合衆国軍隊に使用目的の任意の変更を許すことすれば、地位協定二条三項の趣旨が没却されることとなる。）」（時の法令「三六一号」との見解を明らかにしている。

しかるに「キャンプ王子」の場合、当初の「一般陸上施設として營繕等の管理部隊および地図局測地部隊の使用」であつたものが、野戦病院へと公然たる使用目的の変更が行なわれたにもかかわらず、「個々の施設及び区域に関する協定」の変更がなされていない。この理由は何か。日本政府は、いつたん米軍

に提供した「施設及び区域」は、その後、米軍が使用目的をいかに変更しようとも自由、無制限であると考えているのか。

6 「個々の施設及び区域に関する協定」に、使用目的が明記されるのは当然であると考ええるが、現在、この協定に使用目的を明記していない「施設及び区域」は何力所あるか。また、使用目的を明記している「施設及び区域」名を明らかにされたい。

三、米軍の海域使用について

日本政府は、米軍に対し、海上においてもその使用を許している。

この点に関連して、つぎの諸点を明らかにされたい。

1 日本政府が米軍に提供した「施設及び区域」を構成する公有水面、たとえば「横須賀海軍施設水域」などの水域は、当然、地位協定第二条1項(a)にいう「施設及び区域」とみなすべきであると考えられるか。この公有水面の面積は、日本政府が提供した「施設及び区域」の面積を発表する際に、当然、合わせて公表されなければならないと思うがどうか。

2 現在、日本政府が米軍に提供している公有水面、およびその面積を明らかにされたい。

3 日本近海における米軍の海上演習場は、漁船の操業等に多くの制限を加えている。日米両国政府が合意した海上演習場の位置とその面積を明らかにされたい。

4 米軍の海上演習場のうち、日本の領海内にあたる部分は何力所あるか。その位置と面積を明らかにされたい。

5 米軍の海上演習場のうち、日本の領海にあたる部分は、当然、日本政府が提供した「施設及び区域」とみなすべきであると考えられるかどうか。

四、米軍の空域使用について

地位協定第六条1項では、「すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密

に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする」として、その細目は、「両政府の当局間の取極」にゆだねられている。この「取極」のうち、とりわけ、昭和三十四年六月四日、合同委員会において承認された「航空交通管理に関する合意第三付属書」に規定された内容は、日本の領空権との関係で重大な内容を含んでいるにもかかわらず、その一部が国会に報告されただけである。

この点に関連して、つぎの諸点を明らかにされたい。

1 政府は、前記の「合意第三付属書」の全文を公表すべきだと思ふがどうか。

2 この「合意第三付属書」には、「防空責任担当機関と協議のうえ、防空識別圏(ADIZ)及び制限空域を設定すること」「防空責任担当機関と協議のうえ、防空業務に従事する航空機の迅速な離陸及び基地帰投に必要とみなされる圏若しくは区を空域に設定すること」および「在日合衆国軍の要求にもとづき、民間、軍を問わず、すべての航空機関に優先する空域制限(高度制限)を航空交通管制本部をして提供せしめること」などが規定されている。

(1) ここにいう「防空責任担当機関」とはどこをさすか。

(2) 「防空識別圏(ADIZ)」「制限空域」「基地の離陸及び基地帰投に必要とみなされる圏若しくは区」「空域制限(高度制限)」について、その位置、範囲を明らかにされたい。

3 「米軍進入管制空域」とされている一定の空域においては、日本の領空権が事実上、米軍ににぎられている。この空域は、地位協定第二条1項(a)にいう日本政府が提供した「施設及び区域」とみなすべきであると考えられるかどうか。

4 「米軍進入管制空域」はどこにあるか、その位置および範囲を明らかにされたい。また、それらの空域を米軍の管制にゆだねた理由、およびその根拠(協定、取極など)は何か。

五、在日米軍基地の「近傍」について

地位協定第三条1項では、日米両国政府が「施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において」「必要な措置」をとれることが定められている。すなわち、これは、在日米軍基地の「隣接」「近傍」の範囲においても、日本国民の主権が侵害されることであり、基地周辺の住民にとってはきわめて重要な問題である。

この点に関連して、つぎの諸点を明らかにされたい。

1 「路線権」(地位協定第二十四条2項)の定義を明らかにされたい。

2 地位協定第三条1項にもとづき「施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍」において、日本政府がとっている「必要な措置」とはどのようなものがあるか。その内容、適用される範囲を具体的に明らかにされたい。

3 地位協定第三条1項では、アメリカもまた「合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で」「必要な措置を執ることができ」とされているが、現在アメリカがとっている「施設及び区域」の「隣接」「近傍」での「必要な措置」を具体的に明らかにされたい。

4 前国会で問題になった、アメリカから要求されている「航空障害制限地域」および弾薬庫周辺の「保安地帯」設定について、その後どうなっているか。日本政府はどうするつもりか。

5 さきにアメリカから要求されていた全国十二カ所におよぶ「電波障害制限区域」設定について、その後、政府はいかなる方策をとっているか。

六、米軍の民間空港等の使用について

地位協定第五条1項は、「合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機」について、それが「合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるもの」であれば「入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に入出することができ」とし、米軍機や米軍チャーター機などが、民間の空港等をも使用することを認めている。このことは、日本政府が在日米軍基地以外にも、多くの場所を米軍の使用のために提供していることを示すものであり、日本の国土がいかに広く、米軍の軍事行動のために使用されているかを示すものである。

この点に関連して、つぎの諸点を明らかにされたい。

1 この規定によつて米軍が使用できる港、飛行場について制限があるか。あるとすればその制限とはどのようなものか。

2 地位協定効力後、これまでこの規定にもとづいて、船舶、航空機が「入港料」「着陸料」を課されずに出入した港、飛行場名を明らかにされたい。

3 地位協定第五条1項にいう「公の目的」とは、いかなるものをさすか。その定義を明らかにされたい。また、「船舶又は航空機」が「公の目的」で運航されるかどうかをだれがどこで判定するのか。

4 地位協定第五条3項では、これらの船舶が日本の港に入る場合に「通常の状態においては、日本国の当局に適當な通告をしなければならぬ」とされているが、この「日本国の当局」とはどこか。「適當な通告」とはどのような内容か。また「通常の状態」でない状態とはどういう場合か。さらに航空機については通告義務を除外した理由は何か。

七、米軍、自衛隊による基地の「共同使用」について

地位協定第二条4項(a)は米軍が「施設及び区

域を一時的に使用していないとき」に、日本政府または国民が「臨時」にその「施設及び区域」を使用できるとしており、また同第三条1項では「合衆国は、施設及び区域において、それらの設定、運営、警護及び管理のために必要なすべての措置を執ることができる」とし、これらの規定にもとづいて、現在、在日米軍基地を自衛隊が「共同使用」している。さらに同第二条4項(b)では、米軍が「一定の期間を限って使用する施設及び区域」について定めているが、この規定にもとづいて、自衛隊基地を米軍が使用している。

この点に関連して、つぎの諸点を明らかにされたい。

1 (1) 地位協定第二条4項(a)にもとづき現在、日本政府または国民が使用している「施設及び区域」名、その面積および使用内容、「臨時」に使用している日本の使用者、さらに日本政府または国民が「臨時」に使用しはじめた年月日について明らかにされたい。

(2) 同規定にもとづいて日本政府または国民が使用している際、「施設及び区域」のその部分における管理権はだれがもつか。

(3) 日本政府または国民の「臨時」使用が長期にわたつた場合、それは、米軍に必要がなくなつたものとして地位協定第二条3項によつて当然日本に返還されなければならないが、地位協定第二条4項(a)にいう「一時的」とは、どの程度の期間をさすか。

2 (1) 地位協定第三条1項にもとづいて自衛隊が使用している「施設及び区域」名、その面積及び自衛隊の部隊名を明らかにされたい。

(2) 日本政府は、米軍に提供した「施設及び区域」を地位協定第三条1項を理由として自衛隊に使用させることができると説明している。しかし、同条項には、米軍が自衛隊に「施設及び区域」を使用させてよいとい

う規定はなく、さらに、提供した「施設及び区域」を自衛隊が使用する場合については地位協定第二条4項(a)において「合同委員会を通じて両政府間に同意された場合」でなければならないとされている。したがつて、地位協定第三条1項にもとづいて「施設及び区域」を自衛隊に使用させることはできないと思うがどうか。

3 (1) 地位協定第二条4項(b)にもとづいて現在、米軍の使用が許されている「施設及び区域」名、所在地、面積、および米軍が使用していない時には、だれが使用しているかを明らかにされたい。

(2) 同条文中には「当該施設及び区域に関する協定中に適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない」とあるが、この「施設及び区域」のひとつひとつについて、適用される地位協定の規定の範囲を明らかにされたい。

(3) 同条文中の「一定の期間」とは、どの程度の期間をさすか。また、この期間は「個々の施設及び区域に関する協定」に明記されるべきだと考えるが、この協定に明記されているか。

(4) 政府は、東富士演習場が日本に「返還」されたと宣伝しているが、実際には、自衛隊への「使用転換」であり、米軍もひきつづき使用できることになつていて、真の返還ではない。東富士演習場が自衛隊に移管され、米軍の使用をも認めた理由はなにか。北富士演習場について「この返還は自衛隊への使用転換が条件である」といわれているが、なぜ地元農民に返還せず、自衛隊に「使用転換」しなければならないのか。その法的根拠を明らかにされたい。

昭和四十四年一月十六日
内閣総理大臣 佐藤 榮作
参議院議長 重宗 雄三殿
参議院議員岩間正男君提出在日米軍基地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岩間正男君提出在日米軍基地に関する質問に対する答弁書

一、在日米軍基地の公表について

1 について

現在、米軍に提供している「施設及び区域」については、すべて公表している。

2 について

公表しない「施設及び区域」はなく、したがつてその基準もない。

3 について

政府が昭和三十五年三月二十五日国会に出した「合同委員会合意書に関連し実施されている主要事項」は、文字どおり合同委員会における合意に関連し実施されているもののうち主要な事項であつて必ずしも合同委員会における合意そのものではない。

この「主要事項」中「刑事裁判管轄権に関する事項」のうち第五「施設又は区域の標示等に関する事項」(一)後段は、「区域又は施設の一覧表及び法律上の記述は、できるかぎり日本国の官報及び合衆国軍隊の公刊物に公表する」と旨記述しているが「できるかぎり」という文言が米軍の使用する「施設及び区域」の軍事的性格により、一部公表しないこともあり得ることを予想していることは、事実であるが、しかし、問1に対する回答でも明らかなように、かかる「施設及び区域」は、一切存在しない。

二、「個々の施設及び区域に関する協定」について

1 について

2 (1) 及び (2) について
行政協定発効後九十日以内に日米両国政府間で合意に達しないまま、米軍が使用することとなつたものは五十箇所であつた。

これらの施設のうち行政協定期間中に使用解除となつたものが十五箇所あり、提供の合意をみた三十五箇所についても行政協定期間中に十六箇所が返還されている。したがつて十九箇所が他の施設とともに地位協定第二条1項(b)の規定により新協定における「施設及び区域」とみなされたものであり、これら「施設及び区域」もそれぞれ「実施取極め」が締結されている。

3 について

「個々の施設及び区域に関する協定」では、施設番号、施設名、所在地、参照されるべき合同委員会合意書番号を、また、「実施取極め」では、施設番号、所在地、財産の明細、使用期間、引渡期日、引渡期間、受領機関等を明らかにしている。

4 について

「個々の施設及び区域に関する協定」及び「実施取極め」は、合同委員会関係文書であり、合同委員会関係文書は原則として非公表扱いとすることが日米間で合意されているので、その全文を公表することはできない。

5 及び 6 について

「施設及び区域」は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条の目的に即して米軍の使用に供されているものであつて、通常、その使用目的を細かくきめていないが、演習場、射撃場のように周辺住民の安全に影響の強い「施設及び区域」については、米側と協議のうえその使用条件を明細にしている。

キャンプ王子については、一般陸上施設として米軍に提供しているので、米軍が病院として利用したことは、その使用目的に反する

ものとは考えない。

なお、「施設及び区域」はその主たる用途に即した名称で表示されることが適当であるので、現在提供中の「施設及び区域」のうちその名称が不適当なものについて検討中である。

三、米軍の海域使用について

1 について

地位協定第二条一項(a)にいう「施設及び区域」には日本政府が提供した公有水面を含む。

提供水域の範囲については、地上の標点からの距離、又は緯度、経度等によつて、その範囲を明示して公表する方法をとつてゐる。

2 について

別添資料一のとおりである。

3 及び 4 について

別添資料二のとおりである。

5 について

海上演習場のうちわが国の領海にあたる部分は、日本政府が提供した「施設及び区域」である。

四、米軍の空域使用について

1 について

問二の4と同様の理由により、日本側の一存で全文を公表することはできない。

2 (1) について

米政府については在日米軍司令官(第五空軍司令官)、日本政府にあつては防衛庁長官を指す。

(2) について

「防空識別圏」は、現在ない。

「質問の趣旨のような「制限空域」及び「基地の離陸及び基地帰投に必要とみなされる圏若しくは区」はない。

「空域制限」については、米軍機の飛行のために特定の飛行空域を予定し一定時間その経路及び高度を他の航空機が飛行しないように隔離する管制上の措置をとつてい

る。米軍からこの要求があつた場合には、一般の航空交通に混乱を生ぜしめないよう経路を調整し或いは時間及び高度を最少限にしほつて許可を与へてゐる。

したがつてこのような制限は通常経常的なものではなく、時間の経過とともに消滅するものである。

3 及び 4 について

米軍は米軍に提供された飛行場の周辺において進入管制業務を行なつてゐるが、この空域は日本政府が提供した「施設及び区域」ではなく地位協定第六十項に基づく「航空交通管制に関する合意」によつて米軍が進入管制業務を事実行為として行なうことを日米間で認めてゐる区域にすぎない。したがつてこのような空域についても必要があるときには、いつでもわが国は進入管制業務を行ないうるものである。

五、在日米軍基地の「近傍」について

1 について

「路線権(Right of Way)」は、他人の土地を通過し若しくは通行することを内容とする地役権の一種であると解される。

2 について

「必要な措置」は、米側の要請に基づき「関係法令の範囲内」とられるものであるが、具体的には、「施設及び区域」への出入のための地役権がある。

3 について

「必要な措置」としては、例えば地位協定第六十項に基づく「航空交通管制に関する合意」によつて米軍が行なつてゐる進入管制業務がある。

4 について

米側から要求されている航空障害制限地域及び弾薬庫周辺保安区域設定については、引き続き慎重に検討中である。

5 について

米側から要求されている電波障害緩衝地帯設置要求については、電波障害に関する特別分科委員会を設け引続き慎重に検討中である。

六、米軍の民間空港等の使用について

1 について

地位協定上、米国の船舶及び航空機は日本国の港又は飛行場に出入することができるとされているがその解釈上合意議事録において日本国の港とは、通常「開港」をいうが、不開港への出入を禁じた趣旨ではない。

2 について

(イ) 紋別、釧路、十勝、苫小牧、室蘭、函館、乙部、小樽、留萌、稚内、青森、大湊、八戸、久慈、大船渡、秋田船川、館山、千葉、船橋市川、波浮、京浜、新潟、両津、伏木富山、七尾、敦賀、三国、熱海、伊東、下田、沼津、清水、蒲郡、名古屋、四日市、宮津、舞鶴、阪南、大阪、神戸、和歌山下津、境、浜田、岡山、宇野、水島、呉、江田島、広島、徳山下松、宇部、萩、関門、徳島、小松島、坂出、高松、宇和島、八幡浜、松山、今治、高知、博多、唐津、長崎、水俣、三角、別府、大分、佐伯、細島、油津、鹿児島、名瀬の七十四港。

(ロ) 稚内、帯広、函館、秋田、花巻、山形、新潟、東京国際、大島、三宅島、名古屋、大阪国際、広島、宇部、高松、松山、高知、大分、大村、福江、宮崎、鹿児島、屋久島、奄美の二十四空港。

3 について

地位協定第五条にいう「公的目的」とは、アメリカ合衆国政府の目的をいい、その認定は、協定の両当事国が行なう。

4 について

「日本国の当局」とは港湾管理者又は港長であり、「適当な通告」の内容は、船舶の名称、

トン数、長さ、吃水及び出入港の日時である。

「通常の状態」でない状態とは、合衆国軍隊の安全のため又は類似の理由のため必要とされる例外的な場合に限られる。

航空機の場合は、船舶とはその運行形態を異にするので、同様の通告義務は課さず、外国から飛来する一般の航空機と同じく飛行計画を事前に航空管制機関(運輸省)に通報させることにより措置してゐる。

七、米軍、自衛隊による基地の「共同使用」について

1 (1) について

別添資料三のとおりである。

(2) について

地位協定第二条四項(a)の規定に基づき日本政府又は国民が「施設及び区域」を使用する場合にも、米側は、「施設及び区域」の当該部分に対し、地位協定第三条に定めるいわゆる管理権を行使しうると解される。ただし、かかる共同使用に関する日米間の取極に従ひ日本側が必要な措置をとる場合には、米側の管理権の行使は、その限度で実際上排除される。

(3) について

地位協定第二条四項(a)に基づく共同使用が長期にわたつた場合であつても、必ずしも米軍が当該部分を将来とも必要としなくなつたものと断定はできない。

また、地位協定第二条四項(a)にいう「一時的」とは、実状に応じて考慮されるべきものであつて具体的にどの程度の期間を指すかは、あらかじめ一概にはいえない。

2 (1) について

別添資料四のとおりである。

(2) について

自衛隊が「施設及び区域」を使用するのは、地位協定第二条四項(a)による場合に限

定されていない。地位協定第三条一項によつても使用することができる。

3 (1)について

別添資料五のとおりである。

(2)について

地位協定の適用条項については、現存の当該「施設及び区域」に関する合意において、米軍の使用中は地位協定のすべての必要な条項を適用する旨規定されている。

(3)について

地位協定第二条四項(b)中の「一定の期間」とは個々に定められる期間を指すのであつて、具体的には、「個々の施設及び区域に関する協定」において、米軍の使用期間は年間何回何週間等明記されている。

(4)について

東富士演習場については、最近の使用実

態に徴すれば、自衛隊の使用が増大し、米軍の使用頻度は極めて少ない。このような実態にかんがみ、演習場の管理は自衛隊とし、米軍も今後使用する計画があるので、これを地位協定第二条四項(b)により使用せしめることとして、地元の同意を得たうえ、今回、使用転換の措置をとつたものである。

(5)について
北富士演習場についても、自衛隊の演習場として必要であり、引続き米軍も使用の計画があるので、使用転換の措置を講じたいと考えている。

なお、この使用転換については、地元関係者の同意を得て円滑に措置したいと考え、目下鋭意折衝中である。

別添資料一

提供施設関係水域の面積

水域の名称	面積(平方キロメートル)	備考
支笏湖水上訓練水域	〇〇・一	(昭四四、一、八現在)
三沢飛行場水域	〇〇・六	考
小柴貯油施設水域	〇〇・九二	
広弾薬庫水域	〇〇・八	
秋月弾薬庫水域	〇〇・一二	
横須賀海軍施設水域	九・二六	
岩国飛行場水域	二〇・九七	
雁ノ巣空軍施設水域	二・三四	
佐世保海軍施設水域	三三・一一	
向後崎艦船監視所水域	一九・七七	
計一〇水域	八五・六四	注 水域の面積は、正式に計測していないので、概数である。

別添資料二

米軍海上演習場の位置及び面積等

区域名	位	置	面積(平方キロメートル)	備考
チャリ一区	ア、北緯三四度三五分	東経一四〇度一六分	三、七二・六二	公海

(昭四四、一、八現在)

注

面積(平方キロメートル)

領海の別

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

東経一四〇度一六分

三、七二・六二 公海

域

イ、北緯三四度〇八分	東経一四一度〇二分
ウ、北緯三三度四四分	東経一四〇度二三分
エ、北緯三四度三二分	東経一四〇度〇八分

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三五度〇二分	東経一三九度二二分
イ、北緯三五度〇二分	東経一三九度三一分
ウ、北緯三四度五二分	東経一三九度二二分
エ、北緯三四度五二分	東経一三九度一五分

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三二度二〇分	東経一二八度四六分
イ、北緯三二度二〇分	東経一二九度一〇分
ウ、北緯三一度四七分	東経一二九度一〇分
エ、北緯三一度四七分	東経一二八度四六分

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三三度三五分	東経一二八度二五分
イ、北緯三三度五六分	東経一二八度五六分
ウ、北緯三三度四二分	東経一二九度一〇分
エ、北緯三三度二一分	東経一二八度三九分

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三五度一五分	東経一四〇度三〇分
イ、北緯三五度一五分	東経一四一度一〇分
ウ、北緯三五度〇〇分	東経一四一度一〇分
エ、北緯三五度〇〇分	東経一四〇度三〇分

次の八点を順次結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三二度〇一分三〇秒	東経一三二度三八分
イ、北緯三二度〇九分	東経一三三度〇〇分
ウ、北緯三一度四八分	東経一三三度〇〇分
エ、北緯三二度〇二分	東経一三三度三〇分
オ、北緯三一度四二分	東経一三三度三〇分
カ、北緯三一度〇四分	東経一三二度〇八分
キ、北緯三一度二五分	東経一三二度〇八分
ク、北緯三一度三八分	東経一三二度三八分

次の五点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三四度三四分〇〇秒	東経一三八度五〇分四四秒
イ、北緯三四度三五分五五秒	東経一三八度五五分四五秒
ウ、北緯三四度三七分〇〇秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
エ、北緯三四度三五分一六秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
オ、北緯三四度三三分一五秒	東経一三八度五七分一八秒

二二五・一〇 公海

域

ア、北緯三二度二〇分	東経一二八度四六分
イ、北緯三二度二〇分	東経一二九度一〇分
ウ、北緯三一度四七分	東経一二九度一〇分
エ、北緯三一度四七分	東経一二八度四六分

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三三度三五分	東経一二八度二五分
イ、北緯三三度五六分	東経一二八度五六分
ウ、北緯三三度四二分	東経一二九度一〇分
エ、北緯三三度二一分	東経一二八度三九分

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三五度一五分	東経一四〇度三〇分
イ、北緯三五度一五分	東経一四一度一〇分
ウ、北緯三五度〇〇分	東経一四一度一〇分
エ、北緯三五度〇〇分	東経一四〇度三〇分

次の八点を順次結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三二度〇一分三〇秒	東経一三二度三八分
イ、北緯三二度〇九分	東経一三三度〇〇分
ウ、北緯三一度四八分	東経一三三度〇〇分
エ、北緯三二度〇二分	東経一三三度三〇分
オ、北緯三一度四二分	東経一三三度三〇分
カ、北緯三一度〇四分	東経一三二度〇八分
キ、北緯三一度二五分	東経一三二度〇八分
ク、北緯三一度三八分	東経一三二度三八分

次の五点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三四度三四分〇〇秒	東経一三八度五〇分四四秒
イ、北緯三四度三五分五五秒	東経一三八度五五分四五秒
ウ、北緯三四度三七分〇〇秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
エ、北緯三四度三五分一六秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
オ、北緯三四度三三分一五秒	東経一三八度五七分一八秒

二、三〇三・一四 公海

域

ア、北緯三三度三五分	東経一二八度二五分
イ、北緯三三度五六分	東経一二八度五六分
ウ、北緯三三度四二分	東経一二九度一〇分
エ、北緯三三度二一分	東経一二八度三九分

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三五度一五分	東経一四〇度三〇分
イ、北緯三五度一五分	東経一四一度一〇分
ウ、北緯三五度〇〇分	東経一四一度一〇分
エ、北緯三五度〇〇分	東経一四〇度三〇分

次の八点を順次結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三二度〇一分三〇秒	東経一三二度三八分
イ、北緯三二度〇九分	東経一三三度〇〇分
ウ、北緯三一度四八分	東経一三三度〇〇分
エ、北緯三二度〇二分	東経一三三度三〇分
オ、北緯三一度四二分	東経一三三度三〇分
カ、北緯三一度〇四分	東経一三二度〇八分
キ、北緯三一度二五分	東経一三二度〇八分
ク、北緯三一度三八分	東経一三二度三八分

次の五点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三四度三四分〇〇秒	東経一三八度五〇分四四秒
イ、北緯三四度三五分五五秒	東経一三八度五五分四五秒
ウ、北緯三四度三七分〇〇秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
エ、北緯三四度三五分一六秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
オ、北緯三四度三三分一五秒	東経一三八度五七分一八秒

一、八四二・六五 公海

域

ア、北緯三三度三五分	東経一二八度二五分
イ、北緯三三度五六分	東経一二八度五六分
ウ、北緯三三度四二分	東経一二九度一〇分
エ、北緯三三度二一分	東経一二八度三九分

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三五度一五分	東経一四〇度三〇分
イ、北緯三五度一五分	東経一四一度一〇分
ウ、北緯三五度〇〇分	東経一四一度一〇分
エ、北緯三五度〇〇分	東経一四〇度三〇分

次の八点を順次結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三二度〇一分三〇秒	東経一三二度三八分
イ、北緯三二度〇九分	東経一三三度〇〇分
ウ、北緯三一度四八分	東経一三三度〇〇分
エ、北緯三二度〇二分	東経一三三度三〇分
オ、北緯三一度四二分	東経一三三度三〇分
カ、北緯三一度〇四分	東経一三二度〇八分
キ、北緯三一度二五分	東経一三二度〇八分
ク、北緯三一度三八分	東経一三二度三八分

次の五点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三四度三四分〇〇秒	東経一三八度五〇分四四秒
イ、北緯三四度三五分五五秒	東経一三八度五五分四五秒
ウ、北緯三四度三七分〇〇秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
エ、北緯三四度三五分一六秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
オ、北緯三四度三三分一五秒	東経一三八度五七分一八秒

一、六八五・〇九 公海

域

ア、北緯三三度三五分	東経一二八度二五分
イ、北緯三三度五六分	東経一二八度五六分
ウ、北緯三三度四二分	東経一二九度一〇分
エ、北緯三三度二一分	東経一二八度三九分

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三五度一五分	東経一四〇度三〇分
イ、北緯三五度一五分	東経一四一度一〇分
ウ、北緯三五度〇〇分	東経一四一度一〇分
エ、北緯三五度〇〇分	東経一四〇度三〇分

次の八点を順次結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三二度〇一分三〇秒	東経一三二度三八分
イ、北緯三二度〇九分	東経一三三度〇〇分
ウ、北緯三一度四八分	東経一三三度〇〇分
エ、北緯三二度〇二分	東経一三三度三〇分
オ、北緯三一度四二分	東経一三三度三〇分
カ、北緯三一度〇四分	東経一三二度〇八分
キ、北緯三一度二五分	東経一三二度〇八分
ク、北緯三一度三八分	東経一三二度三八分

次の五点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三四度三四分〇〇秒	東経一三八度五〇分四四秒
イ、北緯三四度三五分五五秒	東経一三八度五五分四五秒
ウ、北緯三四度三七分〇〇秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
エ、北緯三四度三五分一六秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
オ、北緯三四度三三分一五秒	東経一三八度五七分一八秒

六、二五四・八一 公海

域

ア、北緯三三度三五分	東経一二八度二五分
イ、北緯三三度五六分	東経一二八度五六分
ウ、北緯三三度四二分	東経一二九度一〇分
エ、北緯三三度二一分	東経一二八度三九分

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三五度一五分	東経一四〇度三〇分
イ、北緯三五度一五分	東経一四一度一〇分
ウ、北緯三五度〇〇分	東経一四一度一〇分
エ、北緯三五度〇〇分	東経一四〇度三〇分

次の八点を順次結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三二度〇一分三〇秒	東経一三二度三八分
イ、北緯三二度〇九分	東経一三三度〇〇分
ウ、北緯三一度四八分	東経一三三度〇〇分
エ、北緯三二度〇二分	東経一三三度三〇分
オ、北緯三一度四二分	東経一三三度三〇分
カ、北緯三一度〇四分	東経一三二度〇八分
キ、北緯三一度二五分	東経一三二度〇八分
ク、北緯三一度三八分	東経一三二度三八分

次の五点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三四度三四分〇〇秒	東経一三八度五〇分四四秒
イ、北緯三四度三五分五五秒	東経一三八度五五分四五秒
ウ、北緯三四度三七分〇〇秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
エ、北緯三四度三五分一六秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
オ、北緯三四度三三分一五秒	東経一三八度五七分一八秒

四七・三一 領海、公海

域

ア、北緯三三度三五分	東経一二八度二五分
イ、北緯三三度五六分	東経一二八度五六分
ウ、北緯三三度四二分	東経一二九度一〇分
エ、北緯三三度二一分	東経一二八度三九分

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三五度一五分	東経一四〇度三〇分
イ、北緯三五度一五分	東経一四一度一〇分
ウ、北緯三五度〇〇分	東経一四一度一〇分
エ、北緯三五度〇〇分	東経一四〇度三〇分

次の八点を順次結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三二度〇一分三〇秒	東経一三二度三八分
イ、北緯三二度〇九分	東経一三三度〇〇分
ウ、北緯三一度四八分	東経一三三度〇〇分
エ、北緯三二度〇二分	東経一三三度三〇分
オ、北緯三一度四二分	東経一三三度三〇分
カ、北緯三一度〇四分	東経一三二度〇八分
キ、北緯三一度二五分	東経一三二度〇八分
ク、北緯三一度三八分	東経一三二度三八分

次の五点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三四度三四分〇〇秒	東経一三八度五〇分四四秒
イ、北緯三四度三五分五五秒	東経一三八度五五分四五秒
ウ、北緯三四度三七分〇〇秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
エ、北緯三四度三五分一六秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
オ、北緯三四度三三分一五秒	東経一三八度五七分一八秒

四七・三一 領海、公海

域

ア、北緯三三度三五分	東経一二八度二五分
イ、北緯三三度五六分	東経一二八度五六分
ウ、北緯三三度四二分	東経一二九度一〇分
エ、北緯三三度二一分	東経一二八度三九分

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三五度一五分	東経一四〇度三〇分
イ、北緯三五度一五分	東経一四一度一〇分
ウ、北緯三五度〇〇分	東経一四一度一〇分
エ、北緯三五度〇〇分	東経一四〇度三〇分

次の八点を順次結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三二度〇一分三〇秒	東経一三二度三八分
イ、北緯三二度〇九分	東経一三三度〇〇分
ウ、北緯三一度四八分	東経一三三度〇〇分
エ、北緯三二度〇二分	東経一三三度三〇分
オ、北緯三一度四二分	東経一三三度三〇分
カ、北緯三一度〇四分	東経一三二度〇八分
キ、北緯三一度二五分	東経一三二度〇八分
ク、北緯三一度三八分	東経一三二度三八分

次の五点を結ぶ線で囲まれる区域

ア、北緯三四度三四分〇〇秒	東経一三八度五〇分四四秒
イ、北緯三四度三五分五五秒	東経一三八度五五分四五秒
ウ、北緯三四度三七分〇〇秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
エ、北緯三四度三五分一六秒	東経一三九度〇〇分〇〇秒
オ、北緯三四度三三分一五秒	東経一三八度五七分一八秒

五

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録追録 質問主意書及び答弁書

ただし、神子元島燈台を中心とする半径五〇三メートル(五五〇ヤード)の円形区域を除く。

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

ノベンバー
ア、北緯三三度一八分二八秒 東經一三九度四八分四〇秒
イ、北緯三三度一六分四二秒 東經一三九度四八分四〇秒
ウ、北緯三三度一六分四二秒 東經一三九度四六分一二秒
エ、北緯三三度一八分四二秒 東經一三九度四六分一二秒

イナンバ島
北緯三三度三八分四八秒、東經一三九度一八分一〇秒の点を中心とする直径一六、〇九〇メートル(一〇マイル)の円

対地訓練区域(対地射撃)

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

沿津乗下船及び積込積下訓練区域
ア、北緯三五度〇六分三八秒 東經一三八度四八分五二秒
イ、北緯三五度〇三分四六秒 東經一三八度四九分一六秒
ウ、北緯三五度〇五分〇五秒 東經一三八度四九分五二秒
エ、北緯三五度〇六分四二秒 東經一三八度四八分四四秒

相模湾潜水艦行動区域

北緯三四度五七分東經一三九度〇九分の点と城島燈台を結ぶ線の北方全区域

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

佐世保潜水艦行動区域
ア、北緯三三度〇九分四五秒 東經一二九度一三分三〇秒
イ、北緯三三度〇九分四五秒 東經一二九度一四分四二秒
ウ、北緯三三度〇八分四二秒 東經一二九度一四分四二秒
エ、北緯三三度〇八分四二秒 東經一二九度一三分三〇秒

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

東京湾訓練機雷敷設区域
ア、北緯三五度三三分三〇秒 東經一三九度五八分〇四秒
イ、北緯三五度三三分三〇秒 東經一三九度五八分〇四秒
ウ、北緯三五度三三分三〇秒 東經一三九度五八分〇四秒
エ、北緯三五度三三分三〇秒 東經一三九度五八分〇四秒

土佐湾潜水艦行動区域
海上危険区域の東界は北緯三三度五二分五六秒、東經一三三度三八分一五秒の海岸上の点から真方位三三四度に引いた線、北緯三三度五二分五六秒、東經一三三度三八分一五秒の海岸上の点から真方位三三四度に引いた線、北緯三三度五二分五六秒、東經一三三度三八分一五秒の点を中心とする半径八、〇四五メートル(五マイル)の弧、

芦屋対地訓練区域(海上部分)

た線、西界は北緯三三度五二分三〇秒、東經一三三度三八分一五秒の海岸上の点から真方位三三四度に引いた線、北緯三三度五二分三〇秒、東經一三三度三八分一五秒の点を中心とする半径八、〇四五メートル(五マイル)の弧、

南界は海岸上の二点間の海岸線のそれぞれをもつて囲まれる区域

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

中部本州空戦訓練区域(空対空)
ア、北緯三六度四〇分 東經一四一度〇五分
イ、北緯三六度四〇分 東經一四一度二一分
ウ、北緯三六度四〇分 東經一四一度二一分
エ、北緯三六度四〇分 東經一四一度〇五分

中部日本海空戦訓練区域(空対空)
ア、北緯三六度四八分 東經一三五度三〇分
イ、北緯三六度三八分 東經一三五度三七分
ウ、北緯三六度二〇分 東經一三四度五九分
エ、北緯三六度三〇分 東經一三四度五二分

九州空戦訓練区域(空対空)
ア、北緯三四度五一分〇〇秒 東經一三〇度五五分一五秒
イ、北緯三四度四三分二〇秒 東經一三〇度五二分一〇秒
ウ、北緯三四度〇八分四〇秒 東經一三〇度二九分一〇秒
エ、北緯三四度一六分四五秒 東經一三〇度二九分一〇秒

三沢対地訓練区域(海上部分)
海上区域は、北緯四〇度五一分五九秒、東經一四一度二三分一五秒の点を中心とする半径八、〇四五メートル(五マイル)の円、この中心点より北一、六〇九メートル(一マイル)の点から真方位五八度に引いた線、この中心点より南一、六〇九メートル(一マイル)の点から真方位一〇八度に引いた線及びこの中心点より北一、六〇九メートル(一マイル)の点と南一、六〇九メートル(一マイル)の点を結ぶ直線で囲まれた区域のうち海上部分

水戸対地訓練区域(海上部分)
海上危険区域は、北緯三六度三三分二一秒、東經一四〇度三三分一五秒の点を中心とし半径一一、二六三メートル(七マイル)、真方位二二〇度から九〇度に至る扇形区域

北部本州空戦訓練区域(空対空)
ア、北緯四〇度四二分〇〇秒 東經一四一度五七分〇〇秒
イ、北緯四〇度四八分〇〇秒 東經一四二度一一分〇〇秒
ウ、北緯四〇度六三分三〇秒 東經一四二度一一分〇〇秒
エ、北緯四〇度一二分〇〇秒 東經一四二度三三分一五秒

佐渡島空戦訓練区域(空対空)
ア、北緯三九度一六分 東經一三八度五八分
イ、北緯三九度一一分 東經一三八度二〇分
ウ、北緯三八度三三分 東經一三八度四〇分
エ、北緯三八度三〇分 東經一三九度二二分

佐渡島空戦訓練区域(空対空)
ア、北緯三九度一六分 東經一三八度五八分
イ、北緯三九度一一分 東經一三八度二〇分
ウ、北緯三八度三三分 東經一三八度四〇分
エ、北緯三八度三〇分 東經一三九度二二分

佐渡島空戦訓練区域(空対空)
ア、北緯三九度一六分 東經一三八度五八分
イ、北緯三九度一一分 東經一三八度二〇分
ウ、北緯三八度三三分 東經一三八度四〇分
エ、北緯三八度三〇分 東經一三九度二二分

佐渡島空戦訓練区域(空対空)
ア、北緯三九度一六分 東經一三八度五八分
イ、北緯三九度一一分 東經一三八度二〇分
ウ、北緯三八度三三分 東經一三八度四〇分
エ、北緯三八度三〇分 東經一三九度二二分

佐渡島空戦訓練区域(空対空)
ア、北緯三九度一六分 東經一三八度五八分
イ、北緯三九度一一分 東經一三八度二〇分
ウ、北緯三八度三三分 東經一三八度四〇分
エ、北緯三八度三〇分 東經一三九度二二分

佐渡島空戦訓練区域(空対空)
ア、北緯三九度一六分 東經一三八度五八分
イ、北緯三九度一一分 東經一三八度二〇分
ウ、北緯三八度三三分 東經一三八度四〇分
エ、北緯三八度三〇分 東經一三九度二二分

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録追録 質問主意書及び答弁書

八

[illegible]

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録追録 審査報告書(第四号参照)

に基づく年金の額を改定するとともに、年金条例職員であつた組合員の退職年金の受給資格につき改善を加える等所要の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、外国政府又は外国特殊法人に在勤した職員の雇傭人期間の通算について検討すべきである。

右決議する。

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十三年十二月二十日

内閣委員長 井川 伊平

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年八月の人事院勧告を実施するため、一般職の国家公務員の俸給月額を改定するとともに、初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当の改善及び期末手当、勤勉手当の支給に関する制度の合理化等を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十三年度に必要経費は、二百七十一億五千五百万円である。

附帯決議

政府は、公務員の給与に関する人事院勧告制度

の趣旨にかんがみ、明年度からは、これが完全実施に努力すべきである。

右決議する。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十三年十二月二十日

内閣委員長 井川 伊平

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、内閣総理大臣、国務大臣級および内閣法制局長官級を除く特別職の職員の俸給月額を改定するとともに、委員会の常勤委員および非常勤委員の日額手当の支給限度額の改定等を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十三年度に必要経費は、三千百六十万円である。

審査報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十三年十二月二十日

内閣委員長 井川 伊平

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額、防衛大学校の学生の学生手当および営外手当を改定す

るとともに、期末手当および勤勉手当の支給方法の改定等を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十三年度に必要経費は、百十八億円である。

審査報告書

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十三年十二月二十日

内閣委員長 井川 伊平

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会および内閣に対する昭和四十三年八月十六日付勧告にかんがみ、寒冷地に在勤する国家公務員に対して支給される寒冷地手当について、俸給に比例して算出される定率額の一部を定額化するとともに、石炭加算額および新炭加算額をそれぞれ増額する等同手当の整備改善を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十三年度に必要経費は、七億七千万円である。

附帯決議

積雪寒冷地域の困難な生活事情から公務員が定着し難く、地域開発を阻害している実情にかんがみ、今後における寒冷増嵩費の実情等について十分検討を行ない、今後寒冷生計費の実態に応じ新定額分等を増額するよう措置すべきである。

衡な地域が認められるので、すみやかにこれを是正する措置を講ずべきである。

右決議する。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十三年十二月二十日

法務委員長 小平 芳平

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、これに対応して裁判官の報酬等を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十三年度に必要経費は、約二億六千万円である。

附帯決議

政府は、人事院勧告制度の趣旨にかんがみ、今後、同勧告の完全実施に努めるべきである。

審査報告書

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十三年十二月二十日

法務委員長 小平 芳平

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、これに対応して検察官の俸給等を改定しよ
うとするものであつて、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に伴い、昭和四十三年度に必要な経
費は、約一億六千七百六万円である。

附帯決議

政府は、人事院勧告制度の趣旨にかんがみ、今
後、同勧告の完全実施に努めるべきである。
右決議する。

審査報告書(文教委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

- 一、内閣に送付するを要するもの
- 第二四号、第七〇号、第七一号、第七二号、
第一〇三三三、第一八三三三、第二〇三三三、第二
二五五、第二二六六、第二二五二二、第二二八
二五五、第二二八六六、第二二八七七、第二
二八八八、第二二八九九、第二二九〇〇、第二二
九二二、第二二九三三、第二二九四四、第二
二九五五、第二二九六六、第二二九七七、第二
二九八八、第二二九九九、第三〇〇〇号 養護教諭
を各学校に必置するとともに養護教諭養成
機関設置促進に関する請願
 - 第八一号、第一一四号 自閉症児の教育的措
置の整備に関する請願
- 右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和四十三年十二月十九日

文教委員長 中村喜四郎
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(農林水産委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

昭和四十三年十二月二十一日 参議院会議録追録

一、内閣に送付するを要するもの

- 第二号 果実等災害に対する救助措置に関す
る請願
- 第一二四号 第四次漁港整備計画策定促進に
関する請願
- 第二二二四号 真珠産業不況打開に関する請願
- 第二二四四号 バナナ等輸入果実の抑制に関す
る請願
- 第三一五五号 漁港の整備促進等に関する請願
- 第三一九九号 農民年金制度確立に関する請願
- 第三三三三三、第三三三三三、第三三三三三、第三
三五五、第三三三六六、第三三三七七、第三三八
八、第三三三九九 食糧管理制度の改悪反対に
関する請願
- 右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和四十三年十二月十九日

農林水産委員長 和田 鶴一
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(大蔵委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

- 一、内閣に送付するを要するもの
- 第一号 自動車損害賠償責任保険料及び自動
車保険料の所得税法上控除に関する請願
 - 第一八八号、第三五〇号、第三五一号、第三五
二二、第三五三三、第三五四四、第三五五
五、第三五六六、第三五七七、第三五八八、第三
五九九九、第三六〇〇、第三六一一、第三六
二二、第三六三三、第三六四四、第三六五
五、第三六六六、第三六七七、第三六八八、第三
六九九九、第三七〇〇、第三七一七、第三七
二二、第三七三三、第三七四四、第三七五
五、第三七六六、第三七七七、第三七八八、第三
七九九九、第三八〇〇、第三八一八、第三
八二二、第三八三三、第三八四四、第三八五
五、第三八六六、第三八七七、第三八八八、第三
八九九九、第三九〇〇、第三九一一、第三
九二二、第三九三三、第三九四四、第三九

五号、第三九六六、第三九七七、第三九八
八、第三九九九、第四〇〇〇、第四〇〇一、
第四〇二二、第四〇三三、第四〇四四、第四
〇五五、第四〇六六、第四〇七七、第四〇八
八、第四〇九九、第四一〇〇、第四一〇一、
第四一二二、第四一三三、中小零細企業に対
する融資制度に関する請願

- 第二三八八号 葉たばこ生産振興のため盛岡原
料工場の建設促進に関する請願
- 第三二二二号 学費の所得控除に関する請願
- 右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和四十三年十二月十九日

大蔵委員長代理理事 大竹平八郎
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(商工委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

- 一、内閣に送付するを要するもの
- 第一一三三号 採石法の改正に関する請願
 - 第二三三三三 硫黄鉱業政策の早期確立等に関
する請願
- 右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和四十三年十二月十九日

商工委員長 金丸 富夫
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(運輸委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

- 一、内閣に送付するを要するもの
- 第七号 国鉄信濃線の存続に関する請願
 - 第四八八号、第一〇九九、第一一〇〇、第一九
三三、第二二八八 総野線国鉄新線建設予定
線編入に関する請願
 - 第一一一号 国鉄宮原線、高森線、湯前線及
び山野線の存続に関する請願
 - 第二二七号 鉄道新線建設促進等に関する請
願
 - 第二三九号 国鉄小本線及び八戸線(鮫ノ久

慈間)の存続に関する請願

- 第二四〇〇号 内子線・宇和島線の存置に関す
る請願
- 第三一七号 国鉄会津線及び日中線の廃止反
対に関する請願
- 第三一八八号 国鉄会津線、日中線及び川俣線
の廃止反対に関する請願
- 右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和四十三年十二月十九日

運輸委員長 谷口 慶吉
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(建設委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

- 一、内閣に送付するを要するもの
- 第二四三三号 東北縦貫自動車道八戸線の建設
促進に関する請願
- 右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和四十三年十二月二十日

建設委員長 岡 三郎
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(物価等対策特別委員会)

一、議院の会議に付するを要するもの

- 一、内閣に送付するを要するもの
- 第二七六号、第二七七号、第二七八号、第二
七九号 物価値上げ反対等に関する請願
- 右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和四十三年十二月二十日

物価等対策特別委員長 大森 久司
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(社会労働委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

第五号 同和対策促進の特別措置法早期制定
等に関する請願

—

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
84

経過の概要

本委員会は、第五十九回国会開会中、当面の防衛問題に関する件について、増田防衛庁長官、防衛庁及び防衛施設庁当局に対し質疑を行なつた。閉会後は、北海道長沼地区ミサイル基地設置に関する件について、防衛庁、防衛施設庁及び林野庁当局に対し、また、国の防衛に関する件について、増田防衛庁長官、防衛庁、防衛施設庁及び外務省当局に対し、質疑を行なう等調査を行なつた。しかしながら本調査は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。なお、自衛隊の実情等調査のため、鳥取県、島根県、山口県及び北海道に委員を派遣した。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

地方行政委員長 津島 文治

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十九回国会開会中並びに同閉会中において、地方行政の改革に関する調査の一環として、左記事項に関し、自治大臣、国家公安委員長及び関係府当局に対し質疑を行なつたほか、地方税財政、地域開発、消防、交通安全施設及び交通取締り等の実施状況の実情を調査するため、山口、広島、岐阜、三重及び愛知の各県に委員派遣を行なうなど鋭意調査を進めたが、その対象が広範多岐にわたつてゐるため、調査を終了するに至らなかつた。

記

- 一、地方公務員の給与等に関する件
- 一、広域市町村制構想に関する件
- 一、地方事務官制度及び地方行政事務改革に関する件

昭和四十三年十二月二十一日 参議院会議録追録

調査報告書

一、基地交付金に関する件

- 一、地方交付税に関する件
- 一、新産業都市における公害対策に関する件
- 一、地方公務員の服務に関する件
- 一、新宿地区等におけるデモに対する警備に関する件
- 一、たばこ消費税制度の改正に関する件
- 一、国鉄納付金に関する件
- 一、広域行政に関する件
- 一、有馬温泉の旅館火災に関する件
- 一、公営交通事業の経営改善及び職員の給与等に関する件
- 一、基地交付金等の問題に関する件

調査報告書

警察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

法務委員長 小平 芳平

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会においては、本件調査について第五十九回国会開会中、人権擁護に関する件及び日通事件に関する件について、調査を行なつた。なお、閉会後においては、司法行政及び警察行政、監獄法等の矯正法規の運用並びに出入国管理等に関する諸問題の実情調査のため、委員派遣を行なつたほか、検察行政の運営に関する件、朝鮮人の再入国に関する件及び戸籍及び国籍に関する件について調査を行なつたが、本件の調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

- 一、国際情勢等に関する調査(継続事件)
- 右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

外務委員長 三木與吉郎

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十九回国会開会中、日米安全保障条約に関する問題、沖縄返還問題、中国問題及びアジア太平洋地域閣僚会議問題等について、三木外務大臣の見解を質すとともに、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行ない、調査を行なつた。ついで、閉会中においては、当面の外交上の諸問題について、主として資料の収集を行なつてきたが、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

大蔵委員長代理理事 大竹平八郎

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十九回国会開会中において、当面の財政金融問題等に関する各種調査資料の収集を行なつた。閉会中においては、当面の財政金融問題等について、大蔵大臣、人事院総裁、関係当局及び参考人に対し、質疑を行なつたほか、委員を東海、近畿地方及び中国、四国地方に派遣し、実地調査を行なつたが、その対象が広範多岐にわたつており、調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

文教委員長 中村喜四郎

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十九回国会開会中において、教育、文化及び学術に関する調査を行なつたが、特に、大学の管理・運営に関する件、教職員の給与に関する件、私学振興に関する件、小学校の学習指導要領に関する件及び福岡県における高等学校校長の人事に関する件等について文部省等関係当局に対して質疑を行なつた。

また、閉会中においては、教職員の給与に関する件、大学の管理・運営に関する件、教職員の定数に関する件、教育関係職員の服務に関する件、鈴木学術財団の運営に関する件、特殊教育振興に関する件、教科書検定に関する件、文化財保護に関する件、私学振興に関する件、中・高校生の就職問題に関する件等について関係当局に質疑を行なつた。また、特に大学紛争問題について懇談会を開会し意見交換を行なつた。

さらに、同閉会中において、新潟県、富山県、徳島県及び高知県に委員を派遣して、特殊教育、へき地教育の実情、大学及び高等専門学校教育の実態並びに文化財の保存状況について調査を行なつた。しかしながら、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

- 一、社会保障制度に関する調査(継続事件)
- 右の件については、調査を終わらなかつた。よ

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録追録 調査報告書

経過の概要

つて経過の概要を添えて報告する。
昭和四十三年十二月九日
社会労働委員長 加瀬 完
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十九回国会及びこれに続く閉会中、社会保障制度に関する調査に関し、左の事項について調査を行なつた。

調査項目

- 一、列車の尿処理による衛生問題等に関する件
- 一、身体障害者等福祉対策に関する件
- 一、児童手当に関する件
- 一、香港かぜ予防対策に関する件
- 一、老人及び児童福祉対策に関する件
- 一、むち打ち症対策に関する件
- 一、出産手当等に関する件
- 一、保育所の保母不足問題等に関する件
- 一、米ぬか油中毒事件に関する件
- 一、母子保健対策等に関する件
- 一、保険事務の簡素化に関する件
- 一、薬局の適正配置に関する件
- 一、社会保障関係予算に関する件

右のほか、地方における厚生行政の実情を調査するため、閉会中、委員を二班に分ち、静岡、長野、福井、石川及び富山の各県にそれぞれ派遣を行なつた。また、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。
昭和四十三年十二月九日
社会労働委員長 加瀬 完
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、労働問題に関する調査に関し、第五十九回国会開会中においては、調査資料の収集に努め、同閉会中においては、左の事項について調査を行なつた。

特に松山赤十字病院の労働問題に関する件については、参考人の出席を求めて説明を聴取し、質疑を行なつた。

調査項目

- 一、松山赤十字病院の労働問題に関する件
- 一、公務員の給与等に関する件
- 一、職場安全無災害競争に関する件
- 一、川岸工業株式会社の労働問題に関する件
- 一、政府関係特殊法人の給与問題に関する件
- 一、社会保険労務士法施行に伴う諸問題に関する件
- 一、ILO第五十二回総会の決議等に関する件
- 一、労働省の機構問題に関する件

右のほか、地方における労働行政の実情を調査するため、閉会中、委員を二班に分ち、静岡、長野、福井、石川及び富山の各県にそれぞれ派遣を行なつた。また、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。
昭和四十三年十二月九日
農林水産委員長 和田 鶴一
参議院議長 重宗 雄三殿

府当局の出席を求めて調査を行なうとともに、農林水産業の実情を調査するため委員を三班に分ち、熊本、鹿兒島、三重、和歌山、青森及び秋田の各県に派遣し調査を進めてきた。

なお、本件について関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

農政問題及び米価問題等に関する件

西日本の干ばつ対策に関する件

長良川の河口せき問題に関する件

鶏卵問題に関する件

加工乳不足払制の運用に関する件

たばこ作付問題に関する件

米の出荷調整金に関する件

食糧管理制に関する件

真珠問題に関する件

果樹園の開拓等に関する件

松くい虫の防除に関する件

廃水液等による農水産物の被害に関する件

のり問題に関する件

農地政策に関する件

米の配給機構に関する件

作付転換問題に関する件

安中市における農作物の公害及び京都市中央卸売市場の問題に関する件

洞爺湖の水質汚濁等に関する件

土地改良長期計画等に関する件

予算編成上の重点項目に関する件

食肉問題に関する件

乳価問題に関する件

酒造米の価格に関する件

密漁問題に関する件

長崎干拓事業に関する件

食糧需給の長期見通しに関する件

遠洋漁業問題に関する件

農政審議会諮問事項に関する件

畜産振興問題に関する件

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。
昭和四十三年十二月九日
商工委員長 金丸 富夫
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会においては、第五十九回国会開会中及びこれに続く閉会中「産業貿易及び経済計画等に関する調査」に関し、左の事項について、政府当局及び参考人の出席を求め質疑を行ない、資料を収集整備する等、鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたつてゐるため結論を得るに至らなかつた。

調査項目

- 一、八幡、富士製鉄の合併に関する件
- 一、自動車の自由化に関する件
- 一、クリスマス用電球の対米輸出に関する件
- 一、海洋開発に関する件
- 一、原子炉の安全管理に関する件
- 一、中小企業の振興対策等に関する件
- 一、地域振興対策に関する件
- 一、公害病に関する件
- 一、電力ダムの用水管理に関する件
- 一、海苔の輸入に関する件
- 一、発展途上国との経済交流に関する件
- 一、水銀とカドミウムによる公害に関する件
- 一、バナナの輸入に関する件
- 一、中小企業の年末金融に関する件
- 一、公害防止のための環境基準に関する件
- 一、資本の自由化に関する件
- 一、中小企業労働者対策に関する件
- 一、原子力研究所の再処理工場設置問題に関する件
- 一、再販売価格維持行為に関する件

委員派遣

一、電力、石油、重工業及び繊維工業の実情調査
(長野、富山、福井班、及び岡山、広島、福岡班)

調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

運輸委員長 谷口 慶吉

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十九回国会開会中に、日本国有鉄道の運営中、事故多発の原因、保線区の統廃合、列車便所の黄禍対策等について説明を聴取し、質疑を行なつた。

また、同閉会中に陸運、海運、航空、観光及び気象業務等の実情調査のため、東北、山陰、九州の三方面に委員派遣を行なつたほか、日本国有鉄道財政再建問題、昭和四十三年十月ダイヤ改正と事故の関連性、飛騨川におけるバス遭難事故、日ノ航空協定と自主運航、将来の新空港建設方針、有馬温泉旅館池之坊満月城の火災事故等について説明を聴取し、質疑を行なつた。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

通信委員長 久保 等

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十九回国会開会中及び同国会閉会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等につき鋭意調査を進め、その間、UHFテレビ局、FM放送局の免許方針、郵便番号制度、郵便物盗難事件、ビル陰電波障害対策及び日本電信電話公社の機構等について質疑を行ない、また、委員派遣を行ない地方の実情を調査するとともに、資料を収集したが、本件は、その対象が極めて広範多岐にわたつてゐるため結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

建設委員長 岡 三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

第五十九回国会及び同閉会中においては、本調査の一環として、東名高速道、中央自動車道及び東北地方道等の道路行政に関する問題、台風四号、七号及び十号による建設関係等の災害問題、駐留軍の施設周辺及び東北地方等の都市計画問題、その他河川、日本万国博覧会関連施設の建設状況、土地収用法に基づく減税措置、下水道事業、海岸の保全事業及び可燃性建築資材等の諸問題について、政府当局から説明を聴取し、質疑を行なつた。

特に、道路行政、台風による災害及び日本万国博覧会関連施設の建設状況の問題については、参考人の出席を求め、質疑を行なつた。

なお、閉会中、委員を三班に分ち、大阪、神奈川、静岡、愛知、岐阜、長野、秋田、青森の各府県にそれぞれ派遣して地方における建設事業並

びに建設諸計画に関する実情を調査した。

右のほか、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

予算委員長代理理事 柴田 栄

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十九回国会開会中、表記の件に關し、八月十日委員会を開会して、佐藤内閣総理大臣以下関係各大臣に対し、質疑を行なつた。次いで、閉会中は、宮城、福島、愛知、大阪、鳥取、島根、熊本及び鹿児島各府県に委員を派遣して現地調査を行なつた。

なお、本調査については、その対象が広範であり、かつ、予算の執行が年度の途中であるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

決算委員長 木村 禧八郎

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十九回国会開会中においては、その会期が短期間のため調査を行なうに至らなかつた。

同国会閉会中は、八回にわたり委員会を開会し、表記の件に關し、水田大蔵大臣、椎名通商産業大臣、中曾根運輸大臣、赤澤自治大臣、鍋島科学技術庁長官、増田防衛庁長官、宮澤経済企画庁長官、木村内閣官房長官その他政府関係当局等及び参考人に対し質疑を行ない資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

災害対策特別委員長 足鹿 覺

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十九回国会開会中、えびの地震、十勝沖地震及び日向灘地震による災害対策、梅雨前線及び台風四号による災害対策並びに降雪対策等について総理府総務長官及び関係府当局の出席を求めて説明を聴取し質疑を行なつた。

同閉会中においては、(一)八月中における集中豪雨等による災害対策、(二)台風十六号による災害対策、(三)秋田県大館市及び兵庫県有馬地区の火災による災害対策、(四)地震による災害対策、(五)防災科学研究所等について総理府総務長官、農林大臣、運輸大臣、建設大臣、自治大臣及び関係府当局の出席を求めて説明を聴取し質疑を行ない、(六)四については参考人の出席を求めて意見を聴取し質疑を行なつた。

なお、愛知、岐阜の両県に委員を派遣し集中豪雨による被害状況の実情調査を行なつたほか、岐阜県等における集中豪雨に伴う災害対策に関する決議を行なつた。

右のほか、資料の収集整備等鋭意調査に努めたがその対象が広範多岐にわたるため調査を終了す

昭和四十三年十二月二十一日 参議院会議録追録 調査報告書

るに至らなかった。

調査報告書

当面の石炭対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

石炭対策特別委員長 阿具根 登
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会においては、第五十九回国会及びこれ
に続く閉会中「当面の石炭対策樹立に関する調査」
に關し、左の事項について、政府当局及び参考人
の出席を求め質疑を行ない、資料を収集整備する
等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多
岐にわたつてゐるため結論を得るに至らなかつ
た。

調査項目

- 一、北海道炭礦汽船株式会社平和炭鉱における坑
内火災事故に関する件
- 一、炭鉱災害防止のための緊急対策に関する件
- 一、石炭鉱山の保安問題に関する件
- 一、産炭地の離職者対策に関する件
- 一、石炭政策基本問題に関する件

委員派遣

一、北海道炭礦汽船株式会社平和炭鉱における坑
内火災事故の実情調査(北海道班)

調査報告書

産業公害及び交通対策樹立に関する調査(継
続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

産業公害及び交通
対策特別委員長 加藤シヅエ
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

第五十九回国会開会中及び同閉会中、産業公害
対策については、宇和島市三原産業の重油貯蔵施
設の対震安全確保、富山県神通川流域のイタイイ
タイ病患者の救済対策、九州水俣病患者及び阿賀
野川水銀中毒患者に対する公害病の早期認定、紛
争処理・被害救済法並びに工業立地適正化法の早
期提案、四日市公害病患者の援護の強化、名古屋
市南部地域の大気汚染防止及び柴田せんそく対
策、東邦亜鉛対州鉱業所のカドミウム対策、日本
ゼオン高岡工場の保安管理、環境基準の強化、東
邦瓦斯港明工場のばい煙規制強化、茨城県稲敷郡
阿見町の協和醸造の廃水対策等の諸問題を、交通
対策については、同閉会中、飛騨川におけるバス
遭難事故に關連し、被害者及び遺族の救済対策、
自動車損害賠償保障法の適用、道路の整備、道路
通行の危険事態における衆知徹底方法、気象連絡
方法等、また、最近の自動車事故の激増にかんが
み、道路整備及び交通安全施設の整備等の諸問題
をとりあげ、それぞれ政府当局から説明を聴取
し、質疑を行なつた。とくに、飛騨川の水難事
故については「バス旅行等の安全確保に関する
決議」を、交通安全確保については「交通安全施
設等の緊急整備に関する決議」を行なつた。

なお、閉会中、産業公害については、福島及び
茨城の両県に委員を派遣して地方における公害の
現状と対策を調査した。

右のほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めた
が、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに
至らなかった。

調査報告書

当面の物価等対策樹立に関する調査(継続事
件)

右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

物価等対策特別委員長 大森 久司
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十九回国会開会中において、
当面の物価等に関する各種調査資料の収集を行な
つた。

閉会中においては、物価問題に関する件につい
て、通商産業大臣、農林大臣、経済企画庁長官、
公正取引委員会委員長及び関係当局に対し質疑を
行なつたほか、委員を兵庫、香川、高知、及び
群馬、長野、山梨、山梨県に派遣し、実地調査を
行なつたが、その対象が広範多岐にわたつてお
り、調査すべき事項が多いため、調査を終了する
に至らなかった。

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

公職選挙法改正に
関する特別委員長 柳田桃太郎
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十九回国会開会中において
は、会期も短かつたため本件調査に関する資料
の収集にとどまつたが、同閉会中においては、赤
澤自治大臣及び関係政府当局の出席を求め、選挙
違反取締り方針に関する件、開票事務管理に関す
る件、選挙違反の恩赦に関する件、選挙人名簿の
運用に関する件、選挙制度改正に関する当面の諸
問題に関する件、参議院地区区定数の是正に関す
る件及び地方議会議員の定数に関する件について
質疑を行なつた。また、資料の収集に努めたが、
本件調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

沖縄及び北方問題に關しての対策樹立に關す
る調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十三年十二月九日

沖縄及び北方問題に
関する特別委員長 伊藤 五郎
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本特別委員会においては、第五十九回国会開会
中、沖縄住民の国政参加に関する問題、沖縄の施
政権返還及び基地の取り扱いに関する問題並びに
北方領土問題等について、三木外務大臣及び田中
総理府総務長官の見解を質した。

ついで、閉会中においては、北方水域における
漁船拿捕問題、沖縄住民の国政参加問題、B52爆
撃機の沖縄駐留問題、沖縄の原爆被爆者に対する
援護措置の問題、渡航問題及び原子力潜水艦の第
一次冷却水の放出問題等について、田中総理府総
務長官の見解を質するとともに、外務省及び関係当
局に対し質疑を行ない調査を行なつた。

また、当面の沖縄及び北方領土に関する諸問題
について、主として資料の収集を行なつてきたの
であるが、調査を終了するに至らなかった。

第三号中正誤

- ページ 誤 正
- 三三 参議院 衆議院
- 三一 一五 私大振興会 私学振興会
- 三五 一六 その

明治二十五年三月三十一日
第三通郵便物認可

郵一四四 四十円

(配送料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷
電話 東京 五八二 四四二(六代)